地域医療指数に関する各都道府県へのアンケート調査結果(概要)

地域がん登録(45 都道府県から回答)

照会内容		都道府県からの主な回答		
「地域がん登録」事業	実施している	43		
を実施していますか	実施していない	2		
DPC の機能評価係数Ⅱ	貢献している	33	・がん診療を行っている病院の地域がん登録担当者に確認したところ、地域がん登録が診療報酬の対象となったことにより、	
で「地域がん登録」が			院内において、当該事業の影響力が増したと感じているとのことであった。	
評価されたことで、当			・当県においては、地域がん登録を実施していなかったが、DPC 対象病院から事業実施の要望があったことが、事業開始の	
該事業の推進に貢献し			きっかけの一つとなっているため。	
ていると考えますか。			・医療機関から「地域がん登録」事業を開始していないために、DPC の機能評価係数Ⅱに計上できず、早く事業を開始して	
			欲しいという要望があり、開始に当たって、事業の協力がスムーズに得られた。	
<u>※地域がん登録を実施</u>	貢献していない	0		
<u>している 43 都道府県</u>	どちらともいえ	10	・地域医療指数導入前から、既に殆どの医療機関が協力していることから、特に変化を感じられない。	
<u>から回答</u>	ない			
DPC の機能評価係数Ⅱ	継続すべき	37	・医療機関にとって診療報酬でプラスになることは大きい。DPC による評価が廃止となると、医療機関ががん登録の届出を	
における評価につい			しなくなることも考えられるため、がん患者の情報を継続的に得るためにも DPC 制度の機能評価係数Ⅱにおける評価を継続 ┃	
て、今後、どのように			すべきと考える。	
すべきと考えますか。			・がん登録の精度向上のために、制度的な推進策が必要である。	
			・病院内でがん登録体制を整え、継続的に一定件数の届出ができるようになるまでには、数年の期間を要するため、現在、	
			がん登録を準備している病院のために、少なくとも当面は継続することが妥当と考えられる。	
			│・地域がん登録の協力には、法的義務がないため、現在のところ DPC 制度の機能評価係数のみが、拠点病院以外の医療機関 │	
			にとっての協力のメリットとなっている。	
			・当該評価による診療報酬上の利益が大きく、病院の協力が得られやすい。なお、がん診療連携拠点病院など、登録件数の	
			多い病院からは、提出件数の多寡を評価する仕組みも必要ではないかとの声もある。	
	廃止すべき	0		
	見直しが必要	8	・DPC 対象病院のほとんどが地域がん登録事業に協力しているが、協力の内容に差がある。例えば、届出票を正確に記載し	
			て提出する病院もあれば、氏名や住所、病名など一部の情報しか記載されておらず、不完全な状態で届出票が提出される事	
			例も多々あり、地域がん登録の制度に影響を与える恐れがある。機能評価係数に「地域がん登録への参画」は継続すべきだ	
			が、地域がん登録への協力の内容をきちんと定義し、ルールに基づいた協力が必要と考える。	
			・現行の方式で一定の効果は認められるものの、届出件数や届出内容(精度)に関する評価がない。実際の診断数を正確に 	
			測ることは困難であるが、少なくとも病床数に比例した最低ラインを設けるべきと考える。また、地域がん登録への貢献に	
			│関しては、必須項目(標準項目)を満たして以内ものやデータに不明が多いものは、評価対象としないような制限も必要と	
			考える。	
	7.0.11		・実際に届出件数は増えたが、届出数が1件でも100件でも点数が変わらないというのは若干の不公平感を感じる。	
	その他	0		

救急医療(44 都道府県より回答)

照会内容		都道府県からの主な回答		
DPC の機能評価係数Ⅱ	貢献している	24	・本県の救急医療体制については、軽症患者の二次、三次救急医療機関への受診が多いことや、救急勤務医の不足等から、	
で「救急医療」が評価			大変厳しい状況に置かれており、地域の実情を踏まえた一定の役割を評価する地域医療指数の導入については、診療報酬の	
されたことで、当該事			面でメリットがあり、本県の救急医療体制の維持に貢献していると考えられる。	
業の推進に貢献してい	貢献していない	0		
ると考えますか。	どちらともいえ	20	・救急医療の推進に対し、どの程度のインセンティブを与えられるものなのか評価することは困難であり、貢献の有無を判	
	ない		断することはできない。	
			・DPC 制度を導入している医療機関のうち、一定規模以上の病院の多くは、地域医療指数導入時に既に救急医療に係る体制	
			が整備され要件を満たしていると考えられることもあり、DPC 制度で「救急医療」が評価されていることで、各医療機関が	
			救急医療を推進するに当たり、どの程度のインセンティブとなっているかは不明である。	
DPC の機能評価係数Ⅱ	継続すべき	35	・地域医療指数が導入されたことにより評価対象医療機関数が増加している訳ではないため、輪番参加等の誘因になってい	
における評価につい			るとはいえない。しかし、廃止することにより既存対象医療機関が輪番等を辞退する可能性もあるため、継続すべきと考え	
て、今後、どのように			る。また、本県においては、三次救急医療機関に軽傷を含め患者が集中している状況であり、三次救急医療機関の疲弊が指	
すべきと考えますか。			摘されているところである。積極的に患者受入を行う二次救急医療機関を確保するためにも、輪番等だけではなく、救急患	
			者受入実績の評価をお願いしたい。	
	廃止すべき	0		
	見直しが必要	4	・二次救急医療機関のうち、病院群輪番制及び共同利用型病院については、厚生労働省が定める救急医療対策事業実施要綱	
			に規定されているが、拠点型については位置付けが不明確である。	
			・病院群輪番制の参加病院であっても、輪番制に参加していない救急告示病院よりも救急患者の受入数が少ない病院もある。	
			輪番制の参加のみで評価するのではなく、受入患者数による評価も必要ではないかと考える。	
			・基準の明確性という観点からは、「拠点型」という基準は適切ではないと思われるため、「救命救急センター」や「病院群	
			輪番制病院」、「救急告示病院」などの明確な基準に限定すべきと思われる。	
	その他	5	・政策医療の誘導に貢献しているかが不明であり、判断できない。	

災害時における医療(44都道府県より回答)

照会内容		都道府県からの主な回答		
DPC の機能評価係数 II で「災害時における医療」が評価されたことで、当該事業の推進に貢献していると考えま	貢献している	32	経営に貢献するとともに、その役割の再認識に繋がっているものと考えられる。 ・東日本大震災以前から、DMAT 指定を希望する病院が増えており、DPC 制度による加算が一つのきっかけになっていると考えている。今年度と来年度には、新規病院を中心に国の DMAT 研修を受講することとなっており、これにより、県内の災害拠点病院全てに DMAT が備えられる見込みである。	
すか。			・病院が災害時に備えて、災害医療体制を整備し、DMATを保有するためにかかる費用に見合うだけの補助金等制度がない中で、DPC制度により診療報酬が算定されることは効果があると考える。	
	貢献していない	0		
	どちらともいえ ない	12	・災害医療の推進に対し、どの程度のインセンティブを与えるものなのか、評価することは困難であり、貢献の有無を判断 することはできない。	
DPC の機能評価係数 II における評価について、今後、どのようにすべきと考えますか。	継続すべき	32	・DMAT を保有することは、災害時において迅速な対応ができる体制を確保することになると考えられるため、これを評価し、病院にとってメリットがあるようにすることは適当と考えられる。 ・東日本大震災のように、災害救助法が適用されるような大災害の場合には、被災地自治体に対して DMAT 出動経費を求償できるが、近隣の局地災害の場合には、ボランティア的な出動となってしまう。また、研修や訓練など、普段の備えにも相当の経費がかかっており、十分な支援が必要である。 ・東日本大震災を踏まえ、災害時における医療体制の充実が改めて要請されており、引き続き地域医療指数における評価が必要であると思われる。	
	廃止すべき	0		
	見直しが必要	7	・厚生労働省が実施する DMAT 養成研修の枠が限られており、チームを保有したくても養成研修を受講できない病院が出てきており、不公平感が否めない状況になりつつある。病院側の努力のみで取得できない評価の基準については、DMAT 養成研修の受講の機会を増やすなどの見直しが必要であると考える。 ・災害時の医療提供体制整備を更に促進するため、複数の DMAT を保有する病院に対して評価ポイントを加算すべきである。・DMAT 指定医療機関であることだけで評価されるのではなく、前年度における実際の出動、訓練参加状況等についても評価できるような仕組みにして頂きたい。 ・東日本大震災を踏まえて開催された災害医療等のあり方に関する検討会報告書において、災害拠点病院には DMAT の保有を、基幹災害拠点病院には複数の DMAT の保有を求める旨の指針が出されている。また、災害拠点病院には、救命救急センター又は二次救急医療機関としての機能も求められている。救急医療機関に災害医療も担わせるという負担を踏まえた上で、計数を加算するなど、救急・災害を担う医療機関への配慮が必要。	
	その他	5	・診療報酬による経費的裏付けがあることによるインセンティブがどの程度、参加病院の取り組みに貢献したかについての 検証が必要であり、当方はその情報を持ち合わせていないため回答できない。	
その他			DMAT 指定医療機関でない医療機関からは、救急医療等と異なり、DMAT の指定を受けられる医療機関は限られているといった意見や、当該評価をその病院の入院患者全ての医療費に反映させる点について疑問の声もある。また、独自の医療チームにより活動している機関からは、そのチームを DMAT と同様に評価対象として欲しいという要望もある。	

へき地の医療(44 都道府県より回答)

照会内容	都道府県からの主な回答		
DPC の機能評価係数Ⅱ	貢献している	20	・自治体病院を中心とするへき地拠点病院においては、極めて厳しい医師不足や不採算医療を多く担っていること
で「へき地の医療」が			から、へき地等への巡回診療や医師派遣がますます困難になってきている。こうした中、へき地医療が DPC の地域
評価されたことで、当			医療指数で評価されていることが、社会医療法人の認可申請に向けてのインセンティブの一つとなり、へき地医療
該事業の推進に貢献し			を確保する上で大きく貢献していると考える。
ていると考えますか。	貢献していない	1	・本県においては、へき地拠点病院の必要数を既に確保している。
	どちらともいえ	23	・当県においては、従前からへき地医療拠点病院において、無医村地区等への巡回診療やへき地診療所への代診医
	ない		派遣を担っている。DPCの地域医療指数で評価されて以降も巡回診療等の実施回数は同水準で推移しているため、貢
			献しているかどうかは不明。
DPC の機能評価係数Ⅱ	継続すべき	34	・人口規模等により偏った評価となりがちな機能評価係数において、人口や資本が集中する都市部とは環境が大き
における評価につい			く異なる中山間地域やへき地において必要な医療提供の機能を果たしている施設を適切に評価するという趣旨は、
て、今後、どのように			今後も尊重すべきである。
すべきと考えますか。			・従来までの制度では、へき地医療拠点病院の指定を受けるメリットとしては、施設整備費補助金や無医地区巡回
			診療所等の運営費補助金くらいしかなかったが、診療報酬上で DPC の機能評価係数Ⅱへの加算が得られることは、
			政策医療に尽力しているへき地拠点病院にとって大きな財政的支援につながり、今後とも継続的な運用をお願いし
			たいと考えている。
			・本県は多くの離島、へき地を有しているが、全般的に医療提供体制の整備が遅れており、更に交通基盤の立ち後
			れも加わって、医療機関の利用が困難な地域が存在している。また、全国的な医師不足、地域や診療科目による偏
			在の状況の中で、へき地診療所等の医師確保が困難となっている。このような中で、DPCの機能評価があることで、
			新たに関心を示す医療機関が増えており、同制度の継続により離島、へき地医療の充実を図る必要があると考える。
			なお、厳しい現状から考えると、診療所支援のみではなく、地域の小規模病院への支援体制についても評価して頂
			くことをお願いしたい。
	廃止すべき	0	
	見直しが必要	2	・へき地医療支援の実態がないにも関わらず、へき地医療拠点病院の指定を受けている病院が全国的に多々あると
			聞くため、指定を受けていることをもって評価を受けるのではなく、支援の実態に応じた評価にすべき。
	その他	8	・DPC 制度の機能評価係数Ⅱの効果についての検証をしていく必要があると考える。

周産期医療(44 都道府県より回答)

照会内容	都道府県からの主な回答		
DPC の機能評価係数Ⅱ	貢献している	31	・保健医療計画で定めている安心安全な妊娠、出産ができる医療提供体制の整備に、高度な周産期医療を担ってい
で「周産期医療」が評			る周産期母子医療センターの存在は欠かせないものであり、地域への医療貢献度は高い。DPC における評価は、現在
価されたことで、当該			の周産期医療提供体制を維持するためにも貢献しているものと考える。
事業の推進に貢献して			・周産期医療は、現医療計画において重点的に推進する 4 疾病 5 事業の一つとして位置付けられており、整合性が
いると考えますか。			担保されている点、周産期医療の中核になる周産期母子医療センターの設置増とその機能強化は課題であり、設置
			増に向けたインセンティブになり得る点から、医療計画の推進に貢献していると考える。
	貢献していない	0	
	どちらともいえ	13	・DPC 制度の機能評価係数Ⅱで「周産期医療」が評価されたことが、事業推進に貢献しているかどうか、測るデータ
	ない		を持っていない。
			・制度導入後間もないため、周産期医療の推進に貢献しているか判断できない。
DPC の機能評価係数Ⅱ	継続すべき	35	・ハイリスク妊娠等に対する医療の需要は一層高まってきていることから、本県においては、総合周産期母子医療
における評価につい			センターと地域周産期母子医療センターとが、機能分担と連携のもとに、患者の状況に応じて全県で対応していく
て、今後、どのように			体制を強化していくこととしている。このことから、周産期母子医療センターが DPC 制度の機能評価係数Ⅱの地域
すべきと考えますか。			医療指数として位置付けられたことは妥当と考えており、今後も継続が必要である。
			・ハイリスク妊婦の増加や分娩取扱い医療機関の減少等により、医療機関が担う役割は増加する一方、産科医不足
			等により各医療機関がその機能を維持することは厳しい状況である。このような中、地域において重要な役割を果
			たす医療機関を評価すべきであり、診療報酬上の評価による収益の確保は医療機関の機能維持、充実に直結し、更
			には本県の周産期医療体制の維持、確保に繋がると考えるため、継続すべきである。
			・周産期医療に取り組んでいる医療機関では、医師、看護師の手厚い配置や施設の整備など、多大な医療資源の投
			入を行っていることから、機能評価係数というかたちで、今後も継続して評価すべきと考える。
			・周産期母子医療センターは、地域周産期医療の中核となる医療機関であり、地域医療指数が地域への貢献を評価
			する目的であることから、客観的な指標として最も適しているため、今後も継続すべきである。
	廃止すべき	0	
	見直しが必要	4	・三次医療圏の中核施設として、MFICU や NICU を有している総合周産期母子医療センターと、地域周産期母子医療
			センターでは、加算するポイントに差があっても良いのではないかと考える。
			・運営費等の補助金と DPC 制度の機能評価係数の導入によっても、周産期母子医療センターは運営面で未だ厳しく、
			必要な病床数が整備できていないことから、DPC 制度での評価については、定性的な評価ではなく、定量的な評価を
			導入する等の工夫が必要と考える。
	その他	5	・周産期医療体制の充実のため継続すべきと考えるが、評価視点については、「センター指定」のみではなく、運営
			に係る項目を追加する等、変更を要するものと考える。
			・現行のように周産期母子医療センターの指定(認定)を受ければ評価されるようにすべきか、周産期母子医療セ
			ンターとしての活動内容を評価基準に盛り込むべきか、検討の余地はあると考える。

医療計画(41都道府県より回答)

照会内容			都道府県からの主な回答
DPC 制度参加病院のう	貢献している	27	・県内の DPC 制度参加病院は、いずれも医療計画上、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療において、必要な医療
ち、都道府県が策定す			機能を担う病院として位置付けられており、それぞれの分野の事業推進に貢献している医療機関である。診療報酬で評価す
る医療計画等におい			る制度は、医療計画に係る事業の推進(又は維持)に当然効果があると考えられる。
て、一定の役割を位置	貢献していない	0	
付けられている病院に	どちらともいえ	14	・地域医療に貢献している病院が診療報酬上で評価されることは、意味があると考えるが、地域医療指数が導入されたから
ついて、「機能評価係数	ない		対象となる救急医療等へ新たに参画したという話は聞ないので、誘導策として有効かどうか、判断できない。
Ⅱ・地域医療指数」と			
して、診療報酬で評価			
する制度が平成22年度			
から導入されています			
が、この診療報酬上の			
評価が、貴都道府県策			
定の医療計画に係る事			
業の推進に貢献してい			
ると考えますか。			
DPC の機能評価係数Ⅱ	継続すべき	30	・「地域医療指数」の加算が可能であることのみをもって、当該指数に係る医療計画(政策医療)の達成が推進されるもの
における評価につい			ではない。しかし、政策医療には不採算部門が多い実態からすると、診療報酬制度の中で、政策医療を実施している医療機
て、今後、どのように			関をその他の医療機関よりも有利な扱いをすることには、一定の意義がある。
すべきと考えますか。	廃止すべき	0	
	見直しが必要	5	・地域医療指数の全ての項目を DPC 制度で評価することが、直接的に医療計画の推進に寄与しているとは思えない。真に政策誘導が必要な項目に絞るとか、定性的な評価ではなく、定量的な評価を導入するなどの工夫が必要ではないか。(例えば、つき地医療の場合、どの程度へき地診療を実施しているのか、へき地への医師派遣を積極的に行っているのか、などを評価
			してはどうか)
	その他	6	・診療報酬による経費的裏付けがあることによるインセンティブがどの程度、参加病院の取組みに貢献したかについての検 証が必要であり、当方はその情報を持ち合わせていないため、回答できない。
			これの必要であり、ヨガはでの情報を持ち合わせでいないため、固合できない。 ・医師確保等の問題解決には、診療報酬改定が何よりも重要と考えるが、評価には未だ期間が不十分であり、地域医療指数
			による評価が抜本的な解決策となるのか現時点では不明であるため。